

## 化学物質等安全データシート (MSDS)

### 1. 製品及び会社情報

製品名	窒素
会社名	
住所	
担当部門	
担当者 (作成者)	
電話番号	
F A X 番号	
緊急連絡先	

### 2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名	窒素
別名	
成分及び含有量	99.99 V/V%以上
化学特性 (化学式又は構造式)	N <sub>2</sub>
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	なし
CAS.No.	7727-37-9
国連分類 (単一製品)	クラス 2.2 (非引火性高圧ガス)
国連番号 (単一製品)	1066
化学物質管理促進法 (P R T R 法)	対象外
危険有害成分	

### 3. 危険有害性の要約

分類	高圧ガス
危険性	窒素は高圧ガス容器に充てんして供給されており、「高圧ガス」としての危険性がある。

有害性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素を吸入すると初期には顔面の蒼白又は紅潮、脈拍及び呼吸数の増加、息苦しさ、めまい等があり末期には、意識不明けいれん、呼吸停止、心臓停止等となって死亡することがある。</li> <li>・高圧ガス容器からガスが噴出し目に入れば網膜の損傷、あるいは失明の恐れがある。</li> <li>・高圧ガス容器が高温にさらされると、容器内の圧力が異常上昇して破裂の恐れがある。</li> </ul>
環境影響	窒素ガスは不燃性ガスとして知られており、環境への影響はない。

#### 4. 応急措置

吸入した場合：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新鮮な空気中に移し、衣服をゆるめ毛布などで温かくして安静にさせ、医師の手当てを受ける。</li> <li>・呼吸が弱っているときは純酸素を吸入させる。酸素ガスは乾燥しているため加湿する。</li> <li>・呼吸が停止している場合には人工呼吸を行なって医師を呼ぶこと。</li> </ul>
皮膚に付着した場合：	大気圧の窒素にさらされても、特に治療の必要はない。
目に入った場合：	噴出ガスを受けた場合、冷却しすぐに医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合：	----
応急措置をする者の保護	窒素が漏洩または、噴出している場所は空気中の酸素濃度が低下している可能性があるので換気を行ない、必要に応じ陽圧自給式呼吸器を着用する。

#### 5. 火災時の措置

消火剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素は不燃性ガスである。周辺火災に合わせた消火剤を使用する。</li> <li>・容器の昇温を防ぐため、水で容器を冷却する。</li> </ul>
-----	---

消火方法	不燃性ガスなので火災の危険はない。
危険有害性	容器が火災にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動し、窒素ガスが噴出する。内圧の上昇の激しいときは、容器の破裂に至ることもある。容器弁が壊れたときなどは、容器はロケットのように飛ぶことがある。容器を安全な場所に搬出すること。搬出できない場合には、できるだけ風上から水を噴霧して容器を冷却すること。
消火を行う者の保護	耐火手袋を着用し、風上よりできるだけ遠くから消火にあたる。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窒息の危険を防ぐため換気を良くすること。</li> <li>・ 漏洩区域に入る者は、陽圧自給式呼吸器を着用すること。</li> <li>・ 空気中の酸素濃度を測定管理すること。</li> </ul>
環境に対する注意事項	環境への影響はない。
除去方法	- - - -
二次災害の防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大量の漏洩が続く状況であれば、漏洩区域をロープ等で囲み部外者が立ち入らないよう周囲を監視する。</li> <li>・ 窒息の危険を防ぐため、窓や扉を開けて換気を良くすること。換気設備があれば、速やかに起動し換気する。</li> </ul>

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	<p>技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器には、転落、転倒等を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。倒れたとき、容器弁の損傷等により、高圧のガスが噴出すると、容器がロケットのように飛ぶことがある。</li> </ul>
-----	--

取扱い

- ・ 容器の使用に当たっては、容器の刻印、塗色（表面積の 1/2 以上ねずみ色）表示等によりガス名を確かめ、内容物が目的のものと異なるときは使用せずに、販売者に返却すること。
- ・ 脱着式の保護キャップは使用前に取り外すこと。
- ・ 容器弁の開閉に使用するハンドルは所定の物を使用し、容器弁はゆっくりと開閉すること。
- ・ 開閉に際し、ハンマー等で叩いてはならない。手で開閉ができないときは、その旨明示して販売者に返却すること。
- ・ 容器の口金内部に付着した塵埃類を除去する目的で容器内のガスを放出する場合は、口金を人のいない方向に向けて容器弁を短時間微開して行なうこと。
- ・ 容器から直接使用しないで、必ず圧力調整器を使用すること。
- ・ 圧力調整器の取付けに当たっては、容器弁のネジにあったものを確かめて使用すること。
- ・ 圧力調整器を正しい要領にて取付けた後、容器弁を開ける前に、圧力調整器の圧力調整ハンドルを反時計方向に回してゆるめ、その後、ゆっくりと容器弁を開く。この作業中は、圧力調整器の側面に立ち、正面や背面に立たないこと。
- ・ 継手部、ホース、配管及び機器に漏れがないか調べる。漏洩検査は石けん水等の発泡液による方法が簡単、安全で確実である。
- ・ 作業の中断あるいは終了後、作業場所を離れるときは、容器弁を閉じる。その後、圧力調整器内のガスを出し、圧力調整ハンドルをゆるめておくこと。
- ・ 容器には充てんを行なわないこと。
- ・ 容器の修理、再塗装、容器弁及び安全装置の取り外しや交換等は容器検査所以外では行なわないこと。
- ・ 容器の刻印、表示等を改変したり、消したり、剥したりしないこと。
- ・ 容器を電気回路の一部に使用しないこと。特にアーク溶接時のアークストライクを発生させたりして損傷を与えないこと

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器弁の出口が氷結したときは、温水で温めることとし、バーナー等で直接加熱しないこと。</li> <li>・ 充てん圧力が 14.7～19.6MPa と高く、高圧のガスが直接人体に吹きつけられると、負傷するおそれがあるので、高圧で噴出するガスに触れないこと。</li> <li>・ 容器に他のガスが入った可能性があるときは、容器記号番号等の詳細を販売者に連絡すること。</li> <li>・ 容器をローラーや型代わり等の容器本来の目的以外に使用しないこと。</li> <li>・ 窒素を多量に使用する場合には、使用量によって集合装置等の供給設備が特別に設計・製作される。使用者はこれらの設備・機器の正しい操作方法や使用方法について、納入者から指導を受け、取扱説明書及び指示事項に従うこと。</li> <li>・ 容器の授受に際しては、あらかじめ容器を管理する者を定め、容器を管理すること。</li> <li>・ 容器の圧力は 0.1MPa 以上残し、使用後は確実に容器弁を閉めた後キャップを付けて、速やかに残ガス容器置場に返すこと。</li> <li>・ 契約に示す期間を経過した容器及び使用済の容器は速やかに販売者に返却すること。</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 充てん容器及び残ガス容器に区分して置くこと。</li> <li>・ 火炎やスパークから遠ざけ、火の粉等がかからないようにすること。</li> <li>・ 電気配線やアース線の近くに保管しないこと。</li> <li>・ 水はけの良い換気良好な乾燥した場所に置くこと。</li> <li>・ 腐食性の雰囲気や、連続した振動にさらされないようにすること。</li> <li>・ 直射日光を受けないようにし、温度 40 以下に保つこと。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス容器として製作された容器であること。</li> <li>・ 窒素を使用するに当たっては、空気中の酸素濃度が低くなる危険性があるので、密閉された所や換気の悪い所で扱わないこと。</li> <li>・ 窒素を、圧縮空気や空気の代わりに使用しないこと。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク等の内部で窒素を送給する配管があるところにおいて作業する場合は、窒素の配管のバルブ若しくはコックを閉止し、施錠をするなどの措置をするか、又は閉止板を施し、これらを開放してはならない旨を見やすい箇所に表示すること</li> <li>・窒素を入れてあり、又は、入れたことのあるタンク等の内部での作業は、酸素欠乏危険場所に該当し、酸素欠乏危険作業主任者を選任すべき作業となる。また、作業環境測定を行なうべき作業場となる。</li> <li>・窒素を送給する配管のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による窒素の漏出を防止するため、窒素の名称及び開閉の方向を表示すること。</li> <li>・タンク等の安全弁等から窒素が排出する恐れがあり、かつ、通風又は換気が不十分である場所における作業は、当該安全弁等から排出される窒素を直接外部へ放出することができる局所排気設備を設ける等、窒素が当該場所に滞留することを防止するための措置を講じること。</li> </ul>
-----	--

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	<p>空気中の酸素濃度が 18 vol% 未満にならないようにすること。</p>
許容濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業衛生学会勧告値：規定されていない。</li> <li>・ACGIH<sup>注)</sup>：単純窒息性ガス</li> <li>・特別の生理作用を及ぼさずに単純窒息性ガスとして作用する。この場合に危険性の判断の基準は残存酸素濃度であるので、個々の単純窒息性ガスに対しては許容濃度は定められない。</li> </ul> <p>環境中で確保すべき最低酸素濃度は常圧で 18 vol% (酸素分圧 135 torr に相当) である。</p> <p>酸素欠乏の空気は何ら警告的作用を与えないし、単純窒息性ガスのほとんどのものは無味無臭である。</p>

設備対策	屋内作業場で使用する場合は、酸素濃度が 18 vol% 未満にならないように換気を良くすること。
------	--

保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器の保護具 空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク</li> <li>・手の保護具 革手袋</li> <li>・目の保護具 保護面、保護眼鏡</li> <li>・皮膚及び身体の保護具 特別な保護具はいらない</li> </ul>
-----	--

#### 9. 物理的及び化学的性質

外観	無色の気体
臭気	無臭
分子量	28.01
沸点	-195.8
融点	-209.9
比重	0.967 ( 空気=1、25℃、0.1013MPa ( 1atm ) )
蒸気圧	----
蒸気密度	----
ガス密度	1.25 kg/m <sup>3</sup> ( 0℃、0.1013MPa ( 1atm ) )
溶解度	1.52 ml/100ml 水 ( 20℃ の水における Bunsen 吸収係数を 100ml 水に換算 )
引火点	----
発火点	----
爆発限界	----

#### 10. 安定性及び反応性

安定性	安定な物質である。
-----	-----------

反応性	特記すべき反応性なし。
危険有害な分解生成物	安定な物質である。

#### 11．有害性情報

急性毒性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経口 -----</li> <li>・吸入 空気と置換することにより単純窒息性のガスとして作用する。 特に可燃性ガスを窒素で追い出した後のタンク内点検で、吹き出した窒素にまき込まれ死亡する例がしばしば見られる。 特に無酸素空気の一呼吸の危険性については注意を要する</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">酸素濃度 (vol%)</th> <th style="text-align: left;">影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18 未満</td> <td>初期の酸欠症状が現れる。</td> </tr> <tr> <td>16 ~ 12</td> <td>脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がいる、細かい筋作業が困難、頭痛等の症状がおきる。</td> </tr> <tr> <td>10 ~ 6</td> <td>意識不明、中枢神経障害、けいれんをおこし、昏睡状態となり、呼吸が停止し、6~8分後心臓が停止する。</td> </tr> <tr> <td>6 以下</td> <td>極限的な低濃度では、その一呼吸で一瞬の内に失神、昏睡、呼吸停止けいれんとなり約6分で死亡する。</td> </tr> </tbody> </table>	酸素濃度 (vol%)	影響	18 未満	初期の酸欠症状が現れる。	16 ~ 12	脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がいる、細かい筋作業が困難、頭痛等の症状がおきる。	10 ~ 6	意識不明、中枢神経障害、けいれんをおこし、昏睡状態となり、呼吸が停止し、6~8分後心臓が停止する。	6 以下	極限的な低濃度では、その一呼吸で一瞬の内に失神、昏睡、呼吸停止けいれんとなり約6分で死亡する。
酸素濃度 (vol%)	影響										
18 未満	初期の酸欠症状が現れる。										
16 ~ 12	脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がいる、細かい筋作業が困難、頭痛等の症状がおきる。										
10 ~ 6	意識不明、中枢神経障害、けいれんをおこし、昏睡状態となり、呼吸が停止し、6~8分後心臓が停止する。										
6 以下	極限的な低濃度では、その一呼吸で一瞬の内に失神、昏睡、呼吸停止けいれんとなり約6分で死亡する。										
刺激性	-----										
感作性	なし										
変異原性	-----										
亜慢性毒性	-----										
慢性毒性	なし										
局所効果	なし										



## 12．環境影響情報

移動性	----
残留性 / 分解性	----
生体蓄積性	----
魚毒性	化審法の第一種・第二種特定化学物質、指定化学物質に該当しない。
分配係数	化審法の第一種・第二種特定化学物質、指定化学物質に該当しない。

## 13．廃棄上の注意

大量の場合：	万一窒素を廃棄する場合には、少量ずつ換気に注意して大気放出を行なう。
少量の場合：	
使用済容器：	残ガス容器はそのまま容器所有者に返却すること。
焼却する場合：	容器の廃却は、容器所有者が法規に従って行なうものであるから、使用者が勝手に行なわないこと。

## 14．輸送上の注意

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連分類      クラス 2.2 (非引火性高压ガス)</li> <li>・国連番号      1066</li> <li>・E C N o .      231-783-9</li> <li>・容器を移動するときは、容器弁を確実に閉め、キャップを正しく装着しておくこと。</li> <li>・移動・運搬のため、立てておくときは転倒しないようにロープ等で固定すること。</li> <li>・引きずったり、倒したり、落したり、足で蹴ったり、物に激突させたりなど容器に衝撃を与えるような粗暴な取扱いをしないこと。</li> <li>・作業場内での移動は、容器専用の運搬車を用いることが望ましい。やむを得ず、他の車で移動するときは、容器のキャップ、容器弁が車の架台などに直接接触しないように注意すること。</li> </ul>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手で移動させる場合は、容器をわずかに傾けるようにして底の縁で転がすこと。</li> <li>・公道上又は作業場内を輸送車で運搬する場合は、容器を車体からはみ出させないように積み込み、転落しないように歯止めし、ロープなどで確実に固定し、曲がり角での急な転回を行なわないこと。</li> <li>・輸送車からおろすときは、キャップのねじこみを確かめ、静かに緩衝板などの上におろすこと。</li> <li>・吊り上げて移動する場合は、容器を安全に保持できる「かご」などを用いて行ない、容器弁やキャップに玉掛けロープを直接掛けるようなことは行なわないこと。また、マグネットクレーンによる吊り上げは行なわないこと。</li> </ul>
--	---

#### 15. 適用法令

高圧ガス保安法	第2条（高圧ガス）
消防法	製造、貯蔵、消費
船舶安全法	移動
港則法	移動
航空法	移動
P R T R 法	----
労働安全衛生法	製造、貯蔵、消費
毒物劇物取締法	----
道路法	移動
道路交通法	移動

## 16. その他の情報

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・この「製品安全データシート」は、工業用の気体の窒素に限り適用するもので、医療用の窒素は別の資料によること。また、液化窒素については別の製品安全データシートによること。</li><li>・窒素は、35 において 1.0MPa 以上に充てんされた容器で供給されるのが一般的であり、高圧ガス保安法第二条により「高圧ガス」に該当する。</li></ul>
引用文献	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本酸素(株)、マチソンガスプロダクツ共編：「ガス安全取扱データブック」、丸善(株) (1989年)</li><li>・日本産業ガス協会 酸素専門委員会：「酸素・窒素・アルゴンの取扱い方」、日本産業ガス協会酸素専門委員会 (2000年)</li><li>・及川紀久雄：「先端技術産業における危険・有害物質プロフィール 100」、丸善(株) (1987年)</li><li>・日本化学会編：「化学便覧」、丸善(株) (2004年)</li><li>・L'AIR LIQUIDE 「GAS ENCYCLOPEDIA」 LSEVIER SCIENCE PUBLISHERS (1976年)</li><li>・新日本法規出版(株)：「実務労働安全衛生便覧」</li><li>・中央労働災害防止協会 「新酸素欠乏危険作業主任者テキスト」 中央労働災害防止協会 (2001年)</li><li>・(社)日本作業環境測定協会：2001 A C G I H 「化学物質と物理因子 T L V s / 化学物質の B E I s」、(社)日本作業環境測定協会(2002年)</li></ul>

記載事項の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文書の記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。</li> <li>・また、本記載事項は通常取扱いを対象としたものですので特殊な取扱いをする場合は、新たな用途・用法に適した安全対策を本 MSDS の発行者にご確認下さい。</li> <li>・本文書は、労働省告示第六十号（平成 4 年 7 月 1 日）に基づき作成したものですので、より詳細に関しては、適用法規・学術文献・メーカーの取扱説明書を参照して下さい。</li> <li>・本文書の書式は JIS Z 7250 : 2000 「化学物質等安全データシート (MSDS) 第 1 部：内容及び項目の順序」の規格に基づき記載しました。</li> </ul>
圧力単位の表示方法	-----
問合せ先	-----